



目的

- 欧州諸国※におけるサービス産業関連統計の整備動向を聴取し、サービス産業動向調査の検討に資する。

※ EUでは、サービス産業に関して四半期ごとの売上高、雇用者数等（STS: Short-term Statistics）の報告が義務づけ

訪問先

- オランダ中央統計局（ハーグ） …… 2015年2月23日
- ドイツ連邦統計局（ヴィースバーデン） …… 2015年2月25日

聴取事項

- サービス産業に関する動態調査の方法
- 精度向上の取組み、利活用 等



オランダ中央統計局(CBS)訪問概要

CBSの概要

- ハーグ及びヘーレンを拠点とし、国のほとんどの統計を作成
- 職員は2000人以上
- 統計法に基づき、行政情報で足りない場合のみ統計調査の実施が許されている
- 全行政手続きに占める統計調査の回答負担は0.25%と試算。さらなる行政記録へのシフトによる統計調査の縮減※を推進

※ サンプル・調査事項の削減、
月次調査の四半期化など





オランダ中央統計局(CBS)訪問概要

サービス産業に関する 動態統計(STS※)の概要

- 宿泊・飲食業に関して月次統計、他のサービス産業に関して四半期統計を作成
- 雇用者10人以上は調査票、10人未満は行政記録(VATレジスター)により把握
- 報告単位は企業、報告義務あり
- 回収率:速報70%、確報85%(STS全体)
- 未回答はVATレジスター等により補定
- 主な用途・ユーザー:欧州統計局、国民経済計算、経済省を初めとした公的機関、関連団体など

※ STSの他、サービス産業に関して毎年、費用項目等も含む構造統計(SBS:Structural Business Statistics)を作成



ドイツ連邦統計局(FSO)訪問概要

FSOの概要

- ヴィースバーデン、ボン及びベルリンを拠点とし、連邦のほとんどの統計を作成
- 職員は約2300人
- 一般的には、州統計局(14)が州の統計を作成し、FSOはそれをまとめて連邦の結果として公表。統計によってはFSOが直接データ収集
- 連邦統計法により、事業所・企業のオンライン回答を義務づけ※

※ オンライン回答に支障がある場合は申請が必要
(大きなコストがかかる、70歳以上の場合など)





ドイツ連邦統計局 (FSO) 訪問概要

サービス産業に関する 動態統計 (STS※) の概要

- 卸小売・自動車等修理、宿泊・飲食業に関して月次統計^{別紙1}、他のサービス産業に関して四半期統計^{別紙2}を作成
- 月次統計は統計調査により、四半期統計は統計調査とレジスターにより把握
- 報告単位は企業、報告義務あり
- 回収率: 宿泊業72%、飲食サービス業65%など。オンライン回答率95%
- 主な用途・ユーザー: 欧州統計局、国民経済計算、経済技術省、中央銀行など

※ STSの他、サービス産業に関して毎年、費用項目等も含む構造統計 (SBS: Structural Business Statistics)^{別紙3}を作成

宿泊業統計 月次調査

事務局注)
ドイツ連邦統計局より受領した調査票様式(主要部分)を、事務局にて仮訳したもの

こちらに送信してください
XX.XXXXXXX XXXX
フィードバック用連絡先(任意)

氏名:

電話番号またはメールアドレス

ご協力をお願いします
法的根拠その他法的事項については、別添を御覧ください
回答に当たっては2ページの①～②にご留意ください

住所又は社名に誤りがある場合は、2ページの欄で修正してください。

会社番号
4
WZ番号 会社番号

宿泊業統計

月末後、速やかに提出するようお願いいたします。
提出時点で正確な売上高が未確定な場合は、推定値を回答してください。
その場合、正確な売上高が判明次第、更新していただく必要があります。
このため、修正又は未回答月用の回答欄を用意しています。

報告月の回答欄

月 (例:03)	年 (例:13)	付加価値税を除く貴社全体の売上高(ユーロ) ①	従業者数 ②	
			フルタイム	パートタイム
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

前月以前の回答欄、修正欄

月 (例:03)	年 (例:13)	付加価値税を除く貴社全体の売上高(ユーロ) ①	従業者数 ②	
			フルタイム	パートタイム
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

事務局注) 次ページ以降、下記に関する記述等がある。
2ページ: 会社名・住所の修正欄、コメント(自由記述)欄、回答に当たっての留意点
3ページ: 法的根拠等の説明

特定サービス業に関する 経済統計調査

事務局注)
ドイツ連邦統計局より受領
した調査票様式(主要部
分)を、事務局にて仮訳し
たもの

こちらに送信してください
XX.XXXXXXX XXXX

フィードバック用連絡先(任意)

氏名:

電話番号またはメールアドレス

ご協力をお願いします

法的根拠その他法的事項について
は、4ページを御覧ください
回答に当たっては3ページの①~④に
ご注意ください

住所又は社名に誤りがある場合は、
2ページの欄で修正してください。

識別番号

(照会に備えてご記入ください)

以下の点に注意してください:

企業グループや関連会社①への所属には関係なく、
ドイツ国内の全ての支所②を含む調査単位①
についての情報を回答してください

海外支店及び法的に独立した子会社
の情報は除きます

報告四半期

報告年

A 主な経済活動

※ 四半期終了前12か月間に行った、主な経済活動の
分類について記入してください。

ご回答に当たっては、別添(「経済活動の分類-2008年
版」より抜粋)を参照してください。

不可能な場合は、主な事業の内容を下記にご回答いただくか、ご連絡をお願いします。

B 売上高及び従業者数

四半期についてのみ記入してください。

1 売上高(ユーロ、付加価値税を除く).....③

2 四半期最終日の従業者数(人).....④

必要な場合修正してください。
会社名及び住所

識別番号

C ドイツ国内の事業所 ②

この四半期において、複数の州に支所(本所含める)を有していましたか？

- はい → D欄へお進みください
いいえ → 回答おわりです

D 州別の従業者数

各州にある支所(本所含む)にしたがって、B2の従業者数の内訳をご回答ください。

州	四半期最終日の 従業者数(人)④	州	四半期最終日の 従業者数(人)④
バーデン＝ヴュルテンベルク	<input type="text"/>	ニーダーザクセン	<input type="text"/>
バイエルン	<input type="text"/>	ノルトライン＝ヴェストファーレン	<input type="text"/>
ベルリン	<input type="text"/>	ラインラント＝プファルツ	<input type="text"/>
ブランデンブルク	<input type="text"/>	ザールラント	<input type="text"/>
ブレーメン	<input type="text"/>	サクソニー	<input type="text"/>
ハンブルク	<input type="text"/>	ザクセン＝アンハルト	<input type="text"/>
ヘッセン	<input type="text"/>	シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン	<input type="text"/>
メクレンブルク＝フォアポンメルン	<input type="text"/>	テューリンゲン	<input type="text"/>

E コメント

データ処理の誤りを防ぐため、数値に大きな変化を及ぼす特別の事情があった場合、その状況をご記入ください。

事務局注) 次ページ以降、下記に関する記述がある。
3ページ: 回答に当たっての留意点
4ページ: 法的根拠等の説明
また、産業分類の説明が別に添付される。

宿泊業統計 年次調査

2013会計年度

事務局注)
 ドイツ連邦統計局より受領した調査票様式
 (主要部分)を、事務局にて仮訳したもの

こちらに送信してください
 XX.XXXXXXX XXXX
 フィードバック用連絡先(任意)
 氏名:

電話番号またはメールアドレス

ご協力をお願いします

法的根拠その他法的事項について
 は、別添1ページを御覧ください
 回答に当たっては別添2~4ペー
 ジの①~④にご留意ください

住所又は社名に誤りがある場合は、
 2ページの欄で修正してください。

	4	
WZ番号		会社番号
		会社番号

2013会計年度

会計年度が2013暦年と一致しない場合は、2013年内に終わ
 る会計年度ベースでお答えください。2013年の途中で起業も
 しくは事業を開始した場合は、2013年12月31日までの会計年
 度についてご回答ください。州別の従業者数/給与/設備投
 資は、企業のみについてご回答ください。

推定値

各調査事項について正確な数値が分からない場合は、推定値をご回答ください。

A 活動拠点数(2013年12月31日現在)

(本所及び法的に企業に属する支所)

数

B 従業者数(2013年9月30日現在)

1 従業者数合計

(経営者やミニジョブ(450ユーロジョブ)労働者を含み、派遣社員は除く)

数

①

そのうち:

パートタイム労働者(1週間の所定労働時間より短い者)

②

2 従業上の地位別従業者

2.1 経営者

2.2 雇用者(家族従業者含む)

③

2.3 その他(例:無給の家族従業者)

3 女性の従業者数

E 2013会計年度における有形固定資産の取得額 ⑬

ユーロ																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

F 2013会計年度における売上高及びその他の営業収益

1 会社の総売上高(付加価値税除く) ⑭

ユーロ																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 電子商取引

※ ウェブサイトや電子データ交換(EDI^⑮)を通じた売上がある場合を
いいますの電子商取引をいいます。支払や発送が電子商取引の
注文プロセスに組み込まれている必要はありません。手動で作成
したEメールでの注文は除きます。

2. 1

貴社では、ウェブサイト(ウェブショップ、ウェブフォーム、エクストラ
ネットを含む)を通じて商品またはサービスの購入もしくはEDIの受
信(手動で作成したemailを除く)を行っていますか？

はいいいえ いいえの場合は
 → 問3へお進みください

2. 2

貴社の総売上高のうち、ウェブサイトやEDIを通じた注文や予約に
よる売上高の割合をお答えください。

※ 正確な数値が分からない場合は推定値で結構です。1%未満は切
り上げてください。

付加価値税を除いて計算してください。

パーセント			
-------	--	--	--

3 事業活動別の売上高

総売上高に占める割合を記入してください。

3. 1 宿泊業^⑯

3. 1. 1 宿泊業 ⑰

--	--	--	--

3. 1. 2 レストランサービス^⑱

飲料サービス

--	--	--	--

食品サービス

--	--	--	--

3. 1. 3 食堂、ケータリングサービス ⑲

--	--	--	--

3. 2 販売 ⑳

--	--	--	--

3. 3 その他のサービス業(ルームレンタルなど) ㉑

--	--	--	--

3. 4 生産加工業(肉屋、パン屋など) ㉒

--	--	--	--

合計=F3. 1からF3. 4

1	0	0
---	---	---

4 当会計年度におけるその他の営業収益 ㉓

ユーロ																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

G 2013会計年度における補助金収入 ㉔

ユーロ																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

セクションHは、2つ以上の州にまたがる職場をもつ企業のみ回答してください。

H 州別の従業者数、給与、設備投資 ④

B1、D4、Eの項目について、州ごとの内訳をお答えください。

州	従業者数 (2013.9.30現在)	給与	設備投資
		ユーロ	ユーロ
01 シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
02 ハンブルク	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
03 ニーダーザクセン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
04 ブレーメン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
05 ノルトライン=ヴェストファーレン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
06 ヘッセン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
07 ラインラント=プファルツ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
08 バーデン=ヴュルテンベルク	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
09 バイエルン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
10 ザールラント	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
11 ベルリン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
12 ブランデンブルク	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
13 メクレンブルク=フォアポンメルン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
14 ザクセン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
15 ザクセン=アンハルト	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
16 テューリンゲン	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計(任意)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

事務局注)

法的根拠(P1)、回答に当たっての留意点(P2~4)が記載された資料が別に添付される